リスク社会における学校安全に関する考察

相庭和彦・金子淳嗣

1　はじめに

子供たちを狙う犯罪が増加している。また犯罪そのものも凶悪化している。1997年神戸連続児童殺傷事件，2001年6月大阪教育大学附属池田小学校事件などは児童が犯罪に巻き込まれた重大事件として指摘できる。また，いじめが原因となり自殺する子供も後を絶たない。まさに子供にとって現代は「危険社会」そのものと言ってもよい。

教育は将来の主権者を養成する過程であって，そこで生命そのものが危機に瀕することは決してあってはならない。学校が子供たちの安全を守ることは第一の役割ともいえる。この点は，学校の安全を考える議論のまず出発点になるといえる。学校が「子供たちの安全を守る」ということについて「子供を育てる」視点から考えてみたい。「守られる」ということと「安全な環境をつくる能力」を形成するという点から「子供たちを守る」ということを考察すると，「学校安全」が持つ二つの側面が見える。誤解を恐れずに言うと前者は客体であり，後者は主体ということになる。原則的なことだが，民主主義国家の教育は主権者としての国民の育成を目標とする。当然「守られる」ことに重点を置いていけば，主体的判断能力の育成にはならない。ここで考えておきたいことは子供たちを危機から守ることだけでなく，その危機を回避・克服する子供たちを形成することも学校にとって重要なことではないかという点である。

学校教育を教える側からとらえると，学校安全の論理は子供たちの生活環境を「見守る」ことが重要な点となる。しかし，「見守られる」側の子供たちからしたらどうであろうか。繰り返しになるが，子供たち一人ひとりにとって「安全が確保される」ことは大事なことである。だが，未来の社会においてリスクがなくなる社会は存在しないといってよい。学校教育は将来の社会で活躍する人材の育成を期待して展開されるのだから，子供たちがリスクにどのように立ち向かったらよいかという思考を学習させなければならいいことは明らかである。それにはまずリスクとは何か。どうして起こるのかなどを考察する視点が重要で，たんに「危ないから見守る」とか，「危ない場所には行かない」などの支援では，現代の子供がみずから置かれた社会的環境から何も学習しないのではないか。

本論では，以上の問題意識をもとに子供たちのリスク（危険）に対する克服能力の形成の視点から学校安全ということを検討してみたい。最初にリスク（危険）とはどのようなものなのかを考えてみたい。後半は実際に学校教育でどのようなリスク管理と教育実践が展開されているのかを見ていきたい。

2017.10.20　受理

2　危険社会（リスク社会）のとらえ方

ウルリッヒ・ベックの「危険社会」は，近代社会の危険（リスク）について社会構造との関係から明らかにした作品である。近代社会が成立し，産業が発展し生活が便利になるとこれと並行して「危険」が出現する。ここでいう「危険」とは近代の産業社会の発展により必然的に成立するもので，誰にでも平等に降りかかる点が特徴的である。

ベックの「危険」概念のとらえ方は，近代社会を大きく二つに分けてとらえる方法が基礎になっている。それは「伝統的社会の近代化と産業社会の近代化との区別，言い換えれば単純な近代化と自己内省的な近代化との区別」という理解である。と同時に「危険」は近代社会以前のとらえ方と近代が成立した時代―産業社会が確立しつつある時代のとらえ方とは異なっている。ベックはコロンブスの例を引き，以下のように述べる。「危険は決して近代の産物ではない。新しい陸地や大陸を発見しようと―コロン

ブスのように―出かけて行った者は「危険」を甘受しなければならなかった。だがこれは個人的な危険であり，核分裂や核廃棄物の貯蔵によって発生する危険のように人類全体に対する包括的な危険状況ではない。「危険」という言葉は，大航海時代には勇気と冒険という意味合いを持っていたのであり，地上の生命が自分で自分を抹殺してしまうかもしれないというニュアンスは持っていなかった」。(1)

「今日の危険は，中世の危険と外見的には似ているが，その範囲の広さ（人間，動物，植物にわたる）と，その原因において本質的に異なっている」とベックは見る。近代化に伴う危険は「産業化のメカニズムによっていやおうなしに一括してもたらされる結果であり，産業化の進展とともに構造化的に先鋭化する」とベックは指摘する。ベックの危険概念は以下のようにまとめられている。以下書き抜いてみたい。

① 生産力の発達のもっとも新たな段階で生じた危険は本質的に富とは異なる。ここで危険としてとらえられているものはまず何よりも，直接は人間が知覚できない放射能である。そして空気，水，食品中の有害物質と，それが及ぼす植物，動物，人間に対する短期的，長期的影響をもさしている

② 危険が増大し，それが分配されるに伴い，社会が現実に危険に曝される状況が発生する。危険にはいくつかの階層もしくは階級に集中するという不公平が確かにある。それは富の分配の結果と似ている。しかし，危険の分配は本質的に全く別の論理に基づいている。すなわち近代に伴う危険にあっては遅かれ早かれ，それを作り出すものも，それによって利益を受けるものも危険に曝されているのである。

③ 危険が蔓延し，市場で取り引きされるようになると，危険は資本主義的発達の論理から切断されるのではなく，むしろその論理を新たな段階に押し上げるのである。近代化に伴う危険は，ビックビジネスとなる。危険は経営者が探し求める無限の需要となる。

④ 富にあってはこれを所有することができるが，危険にあってはこれにさらされるのである。危険はあたかも文明の一部として割り当てられる。単純に図式化すれば区である。階級や社会や階層社会においては存在が意識を決定するが，危険状況にいては意識が存在を決定する。(2)

ベックの危険概念は，産業社会の発展に伴い，必然の結果として生成されてくる性質のもので，明らかに近代の申し子といえる。ベックはこの危険というものの性質を富との比較で論じている。ベックは近代社会の富は欲望から派生し，誰の目にも明らかになるし，またそれを持つ者と持たない者の区別がはっきりするが，「危険」は目に見えず，そこで生活する人々の「不安」から作り出されるという特徴をもつ点を強調している。ベックは「危険」が近代社会の必然的な産物である点を分業を基礎とする産業社会の基本的特色とみているのである。このような社会をベックは「危険社会」とよぶ。近代社会は個人の権利を承認した社会である。この権利は共同体の拘束から個々人を解放した。しかし，それは共同体的紐帯を切り離し，個人を危険状態へと追いやっていくことになった。ベックはこのことを個人化と規定する。女性の人権を基礎とした女性解放論は近代家族の揺らぎを起こした。近代単婚個別家族が家父長制イデオロギーの呪縛のもとで女性の従属を基礎として成り立ってきたことへの女性の反乱は，ベックにとっては個人化の進展により，家族に属していてもそこが崩壊する「危険」と共存していると理解される。近代家族は個別人権が入り込むことのできなかった，それ故に支配服従関係が見えなかった「最後の植民地」(3)と誤解される領域であった。その「共同体」から個人が「独立」するのだから当然その共同体を構成する他の個人は危険な状態になる。近代社会を支えてきた一つの構成要因が崩壊して「危険」が生まれることになる。ベックはこのように近代社会の変容を見る。

近代社会における危険を理解する場合，以上のようなベックの指摘は興味深い。人間が自己の自由を求めて主体的に人生を生きてゆくことができる近代という時代は，歴史上初めての個人が自由を手にした時代であった。だが，しかしこの生き方は資本主義という生産方式の進展つまり産業社会の進展なくしては成り立たない。その社会は巨大な分業社会であり自分が生活するための生活資料をだれがどこでどのような方法で生産するのか見えにくい社会で，そのことが不安を生産する。農薬，放射能などのような身体的な危険は実際に身近に生じているのである。このような近代の産業社会に生活することそれ自体が，危険と共存することなしに成立しない。近代市民社会の成立と資本主義社会の進展により人は歴史上経験したことのない生産力を手に入れた。そして個人は理念上「自由」になった。個人は共同体から自由になったのだから，近代社会が巨大な産業社会である以上様々な危険と個人は向かい合わなければならなくなる。このことは子供たちの教育環境

に注目すると，明確な問題として，安全環境の問題としてみることができるのである。

実は教育は近代以前から存在した。当たり前かもしれないが，人は共同体の中で，生活していくためにはその共同体の秩序や生活に必要な労働能力を学習しなければならない。近代以前は個人の意思は制限されていたが，生きるための最低限度の生活は共同体の秩序に反抗しない限り保護されていた。しかし近代以降，人々は自由を得たが，それは共同体から切り離されて自由になることであった。このような自由の波は子供の教育に対しても例外ではない。共同体から切り離されることを前提とした将来の自己実現をめざす教育は，同時に将来の自分の人生に対して責任を負わす性質のものとなる。それは社会的地位や職業の選択ということのみならず，自己の健康や安全についての知も含まれる。一人ひとりが自己の安全を社会との関係の中でどのように構築していくのか。自己の「安全」を他者にゆだねて保護される「自己」であっていいのか，他者に安全をゆだねるとは他者に主権をゆだねることでもある。このように考えると学校で安全を考えることは単に子供たちを危険から回避させるということにとどまらなくなる。ベックの問題提起は実はこの点を深くついているのである。

3　安全を確保することと監視社会 ～地域防災と子供の見守り～

子供を見守る論理は，地域で生活する子供以外の大人をうたがう論理でもある。プライバシーとは「個人の尊厳」そのものである。見守りと個人の尊厳を守ることとはどのように関係させるべきか。また，他者を疑う教育環境を作りつつも，他者を信頼するための教育はどのように構想されるべきなのか。前章でも見てきたように「危険社会」は子供たちを巻き込み始めている。「安全」を確保するために「見守り」は重要である。しかし，「見守り」とは監視であり，「見守られる」とは監視されることでもある。通学路，校門，マンションの玄関などに張り巡らされて監視カメラと親切な大人たちの「見守り」という子供たちの環境はまさに監視社会そのものでもある。監視社会についての見解は，近年社会学研究でかなりの進展を見て取ることができる。

両角達平氏の指摘は興味深い。両角はブログ「ネット監視社会の本当の「危険」な理由」2014年5月29日（7月28日更新）において以下のように記している。

「グリーンウォルド氏は，ユビキタスな監視システムは，抗議活動などの抑圧や制限を進めるだけでなく，人々の意識下における「反対意見」すらも殺してしまうことにつながることを，1975年のスタンフォード大学の心理学者によって行なわれた大規模実験「監視の萎縮効果」を引用しながら述べている。またイギリスの哲学者ベンサムの「一望監視装置」を引用し，「監視されている」という意識を囚人に植え付けることが，服従，盲従，予定調和的な行動を導くという主張をしている。つまり監視システムは，「観られている」という意識を人々に埋め込むことで，人々に同調的な行動を求め，反対運動を起こさせないようにし，社会の「異端」を排除し，多様性を否定した社会へ導くことになるのだ。「私は，隠すものなんてないから関係ない」という個人的な問題ですまないのはこのためである。民主社会に不可欠な政府を監視するジャーナリストや市民を沈黙に陥れる危険性があるということなのだ。」(4)

この指摘は教育を担当するものに多くの示唆を与えている。すでに見てきたように，リスクは資本主義のグローバル化，それに伴う個人生活の変化により各人に市民社会の変化により各人に平等に迫っている。子供たちの生活世界は，その影響を強く受け，近隣住民の生活圏と遊離しているといえる。具体的には，通学する子供たちの姿は見えるが，その子がどの家の子供なのか，どこの学校の児童なのか，また学年などわからない。だからその子供の生活を守るためには，学校側は地域住民に子供たちの「見守り」を期待する。また保護者も子供の安全のためにこの「見守り」に期待することが多く，この活動に批判的な意見は聞かれることはない。子供たちにとって安全は何よりも重要なことである。子供の安全にとって子供たちを「見守る」ことは重要である。しかし，監視されている子供の側にたった場合どうであろうか。両角達平氏の指摘に従ってみると，子供たちの中に見られているという意識を根付かせることになる。この問題はかなり面倒な側面を持つ。現代社会ではプライバシーの権利は人権の重要な一翼を担っている。デイヴィット・ライアンが提起しているように「監視」とは人々のカテゴリー化であり，そしてプライバシー情報に基づいた差別でもあるという側面を持つ。(5) この指摘を援用するなら，監視の客体になるということは，カテゴリー化されることに違和感を抱かなくなること，差別されるこ

とに違和感を抱かなることを意味することでもある。我が国の公教育は教育基本法の趣旨を見てもわかる通り，民主的社会の主権者の育成を基本的目標としている。学校教育はこの目的に即して，教育活動が実践されている。しかし，グリーンウォルドが指摘しているように「人々の意識下における「反対意見」すらも殺してしまうこと」の意味は大きい。将来の主権者であるべき子供たちが，安全な環境に置かれることで，民主主義国家の主権者性を阻害されることはかなり重要な問題である。安全環境の確保と主権者意識の形成を両義的に支援するにはどうしたらいいのか。

以上の相対する問題について，野尻洋平の以下の指摘は傾聴に値する。野尻はベックの「個人化」の概念を日本社会の歴史上の変遷に合わせ，現代を「第2の個人化」としてのとらえ，その背景を以下のように述べる。

「現代日本において監視社会が進行する背景には，人々を「見守りの主体」へと強制するような社会的諸制度の個人化，すなわち後期近代における「第2の個人化」によって「見守り意識」の先鋭化が生じていることである。そのメカニズムとは「子供中心主義」という近代家族規範が残存する現状において，家族関係の選択化が重なることで，残存する家族規範と自己実現欲求との葛藤状況が生まれ，「見守り技術」としての監視技術が要請されるというものである。このことは規範弱体化もしくは消失が現代において「監視社会化」を帰結するとされてきた従来の見解とは異なるものである。」(6)

この指摘は女性解放運動の進展，女性の抑圧を前提とした近代家族の崩壊，市場社会の全面的な展開に伴う伝統的地域コミュニティーの崩壊などにより，共同事業として継承されてきた「子育て」と教育がその新たな方向性を見いだせない現状を「子供の見守り」という活動を一方で携帯電話などの監視技術とコミュニティーの中に残存する伝統的共同性に依拠しつつ展開している様相を指摘している。

このように見てくると教育という営みを地域社会の中でどのように再構成していくかという問題として，「子供の安全」「学校安全」をとらえなおす必要があると考えられる。そして，その視点は子供たちの安全を確保しつつ同時にそれが子供たちを保護される対象としてだけではなく，自らが地域創造の主体に成長する学習過程をいかに構成するかにかかっているといえる。この問題は地域と学校との関係をどのように構想するのかという問題と通底する。今日地域と学校を関係を重要視する議論が多い。その多くは学校の教育への住民参加の重要性を主張しているものである。この学校安全もこれと切り離されて議論はできない。そもそも地域社会が「個人化」し，その結果そこで生活する人々の共同性が希薄化したことに原因があるのだから，この問題をどのように克服するかということは，学校が地域社会の希薄化にどこまで挑戦できるのかという重い問題にこたえようというものであるのだ。学校はどのように対応しようとしているのか。以下法制度および学校教育の実践を見ていこう。（相庭）

4　学校保健安全法の施行

学校保健安全法は，学校保健と学校安全について定めた法律である。以前は，学校保健法という法律であったが，「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）」により，学校安全に関する章などが新たに加えられた。そして，平成21年4月に「学校保健安全法」として施行された。全体の構成は，次のとおりである。

第1章　総則（第1条－第3条）
第2章　学校保健
　第1節　学校の管理運営等（第4条－第7条）
　第2節　健康相談等（第8条－第10条）
　第3節　健康診断（第11条－第18条）
　第4節　感染症の予防（第19条－第21条）
　第5節　学校保健技師並びに学校医，学校歯科医及び学校薬剤師（第22条・第23条）
　第6節　地方公共団体の援助及び国の補助（第24条・第25条）
第3章　学校安全（第26条－第30条）
第4章　雑則（第31条・第32条）
附則

第1条には，「この法律は，学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため，学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに，学校における教育活動が安全な環境において実施され，児童生徒等の安全の確保が図られるよう，学校における安全管理に関し必要な事項を定め，も

つて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする」とある。

このうち，新たに加えられた学校安全については，第３章において，次のように定められている。一つは，学校安全計画の策定等である。学校は，児童生徒等の安全を確保するため，学校安全計画（学校の施設及び設備の安全点検，児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員の研修等の計画）を策定し，実施しなければならない（第27条）。

二つは，学校環境の安全の確保である。校長は，学校の施設・設備に，安全の確保等を図る上で支障がある場合には，改善を図るために必要な措置を講じる必要がある。また，必要な措置を講じることができないときは，設置者に対し，その旨を申し出る必要がある（第28条）。

三つは，危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成等である。学校は，児童生徒等の安全を確保するため，危険発生時に学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する必要がある（第29条第１項）。また，校長は，危険等発生時対処要領を職員に周知し，訓練の実施や危険発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じる必要がある（同条第２項）。さらに，学校は，事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において，当該児童生徒等の心身の健康を回復させるため，必要な支援を行う必要がある（同条第３項）。

四つは，地域の関係機関との連携である。学校は，児童生徒等の安全を確保するため，児童生徒等の保護者との連携を図るとともに，地域の関係機関等との連携に努める必要がある（第30条）。

この中で，子供が安全に行動する能力，すなわち危機予測・回避能力の育成にかかわるのは第27条の安全に関する指導である。この安全に関する指導について，「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成20年７月）に留意点が記されている。

> 児童生徒等に対する安全指導については，児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり，児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であること。近年，学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ，防犯教室や交通安全教室の開催，避難訓練の実施，通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと[8]。

ここでは，「児童生徒等に対する安全指導」は「児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要である」とされている。また，「防犯教室や交通安全教室の開催，避難訓練の実施，通学路の危険箇所を示したマップの作成など」を例として取り上げ，安全指導の一層の充実が叫ばれている。

このことについて，教職員用の参考資料である，「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年３月）にはどのように述べられているのであろうか。そこには，学校安全の構造図が示され，安全教育，安全管理，組織活動という三つの主要な活動について，以下のように説明されている。

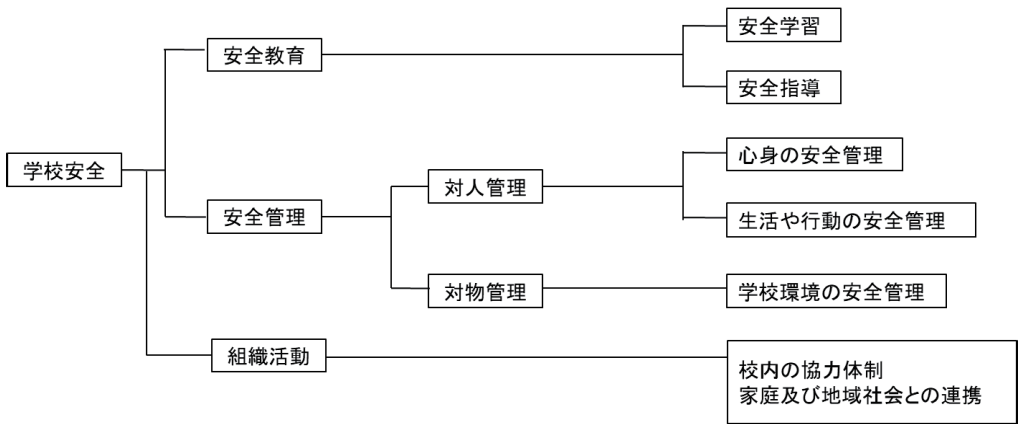


図１　学校安全の構造図

安全教育を行う場合には，児童生徒等が安全に関する問題について，興味・関心をもって積極的に学習に取り組み，思考力・判断力を身に付け，安全について適切な意志決定や行動選択ができるように工夫する。例えば，危険予測の演習，視聴覚教材や資料の活用，地域や校内の安全マップづくり，学外の専門家による指導，避難訓練や応急手当のような実習，誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなどが効果的である。さらには，周囲の人々の安全，家庭，地域など社会の安全に貢献できるような資質や能力を養うため，学校，家庭及び地域社会の安全活動に参加･協力する体験等も効果的である。

学校における安全管理は，事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し，それらの危険を速やかに除去するとともに，万が一，事件・事故災害が発生した場合には，適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して，児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。安全管理は，児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理，さらには学校の環境の管理である対物管理から構成される。安全管理は，教職員が中心となって行われるものであるが，安全に配慮しつつ，児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検にかかわったりするなど，児童生徒等に関与，参画させることは，安全教育の視点からも重要であると考えられる。

安全教育や安全管理は，内容，対象となる場，行われる機会などが多様である。安全教育と安全管理を効果的に進めるためには，学校の教職員の研修，児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域社会との密接な連携を深めながら，学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である（9）。

ここでは，「児童生徒等が安全に関する問題について，興味･関心をもって積極的に学習に取り組み，思考力・判断力を身に付け，安全について適切な意志決定や行動選択ができるように」するために，「危険予測の演習，視聴覚教材や資料の活用，地域や校内の安全マップづくり，学外の専門家による指導，避難訓練や応急手当のような実習，誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなど」が示されている。危険予測の演習を始めとして，いくつかの取組が例示されているが，具体的な内容や指導方法は各学校の工夫に任されている。また，「安全管理は，教職員が中心となって行われるものであるが，安全に配慮しつつ，児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検にかかわったりするなど，児童生徒等に関与，参画させることは，安全教育の視点からも重要であると考えられる」とある。さらには，「安全教育と安全管理を効果的に進めるために」重要なこととして，「学校安全に関する組織活動を円滑に進めること」が述べられている。どれも大切なことである。しかし，これらの取組が進んでいるとは言えない。一番の理由は，どのような子供を育てたいのか，目指す子供の姿が明確になっていないことにある。そのため，子供の危機予測・回避能力の育成に関する議論が十分になされないまま，子供の命は教師が守るという考えに落ち着いてしまっている。

学校は，登下校も含め，子供にとって安全な場所でなければならない。保護者から大切な子供を預かって教育活動を進めている以上，それは当然のことである。大勢の子供が活動していれば，日常的にちょっとしたトラブルが起きる。そして，トラブルの中で，思わぬけがをしてしまうこともある。それがどんなに小さなけがであっても，担当の教師は責任を感じ，子供に十分に目が届いていなかったことを悔やむ。けがの原因が子供の不注意にあったとしてもである。その結果，教師の意識は，子供が再びけがをしないよう見守りを強化する方に働く。トラブルを乗り越え，安全に生活できる力を身に付けさせたいと願う一方で，多くの教師が，今の学校において，子供の成長にけがは付き物などという考えは通用しないことを痛感しているのである。

これが，子供の命にかかわることとなると，その傾向はますます強くなる。子供の危機予測・回避能力を育てることの大切さは理解できるものの，それよりも教師による見守りを強化する方が優先する。目の前の子供をだれが守るのか。教師である自分しかいない。何としても守らなければならない。このような考えは教師としての使命感に支えられているが，それだけではない。子供は守るべき対象であるという子供観も影響している。また，教師が危機予測・回避の専門家でないことも少なからず関係している。様々な危機が迫る中で，子供の危機予測・回避能力をどのように育てたらよいのか。教職員の参考資料などに例示された取組を行うことで，どのような能力が育つのか。それらの能力が，将来どのよ

うに役立つのか。目の前の活動に振り回され，先を見通す余裕もない状態で，学校は困惑している。しかし，何か手を打たなければ，前に進むことはできない。このようなときによく使われるのが，「校長のリーダーシップを発揮して」という言葉である。そこで，校長は，根本的な解決にはつながらないと感じながら，職員を研修に参加させたり，年間を通して安全に関する取組を行ったり，地域の見守り活動を推進したりする。これが学校の実情である。

子供の命を守るために，大切にしなければならないことは何か。それを探るために，新潟県ではどのような研修が行われ，学校ではどのような取組が進められているかを見ていくことにする。

5　新潟県の学校安全に関する研修及び学校における具体的な取組

⑴　新潟県の学校安全に関する研修

ここでは，新潟県の学校安全に関する研修を二つ紹介する。

一つめの研修は，平成28年度に新潟県立教育センターが行った「安全な学校づくりを目指す危機管理講座」[11] である。研修の目的は，安全・安心な学校づくりについての理解を深め，自校の危機管理における現状と課題を把握し，危機管理マニュアルの改善と危機管理体制づくりの方策を探ることにある。学校保健安全法に示された学校安全計画と危機管理マニュアルを取り上げ，小・中・特別支援学校教諭・養護教諭，幼稚園教諭を対象に，講義と演習が行われた。講義は，「安全・安心な学校づくりの現状と課題」「これからの防災教育と危機管理」である。また，演習は，「危機管理マニュアルの改善と協働体制づくり」であり，そこには三つの内容が盛り込まれている。一点目は，各校の学校安全計画や危機管理マニュアルについての情報交換である。二点目は，仮想事例発生時の対応演習である。三点目は，自校の危機管理体制や危機管理マニュアルの見直しである。

受講者の声として，「他職種・異校種との意見交換があり，考えが深まった。また，各校の防災計画や危機管理マニュアルなどを紹介し合うことで，自校の不足している点や参考にすべき点を発見することができた」が紹介されている。「仮想事例を基にした演習では，自分の気付かないことを発見することができ，マニュアルの具体的な改善のヒントを得ることができた」という声もある。受講者は，自校の不足している点や参考にすべき点を発見できたこと，マニュアルの具体的な改善のヒントを得ることができたことに意義を感じている。これらの意義を学校の研修だけでは感じることは難しい。他の職種や異なる校種でグループを組み，学校安全計画や危機管理マニュアルについて話し合ったり，仮想事例を基にした演習を行ったりしたことが，研修に効果をもたらしている。

二つめの研修は，新潟県と長岡市が主催し，平成29年度に新潟県防犯リーダー養成事業として行った「地域安全マップづくり講習会」[12] である。参加者は，自治体，PTA，NPO，教職員，市役所職員など，今後，地域で地域安全マップづくりの指導を行う人々である。講師に地域安全マップを考案した小宮信夫氏（立正大学文学部教授）を招き，「入りやすく，見えにくい場所は危険な場所」「入りにくく，見えやすい場所は安全な場所」をキーワードに，犯罪機会論などを学んだ。その後，あらかじめ準備をしていた写真を使って，地域安全マップづくりを体験した。

講習会修了後，受講者から，「模擬マップづくりを経験できてよかった」「実際にマップを作ったので，子供たちに自信をもって指導できると思う」という感想が寄せられた。悪天候のため，フィールドワークではなく，写真を基にした実習になったが，受講者は，実際に地域安全マップづくりが体験できたことを肯定的にとらえている。また，「講習会を通じた他の地域の方との交流も有意義であった」という感想もあった。様々な立場の人が集まり，ポイントや視点を学びながら，地域安全マップづくりに挑戦することが，研修の特色と言える。なお，この講習会に関連して，新潟県では，地域安全マップコンテストも行っている。第６回となる平成28年度は，67作品（参加児童398名）の応募があった。しだいに取組が広がりつつある。

⑵　学校における具体的な取組

ここでは，学校における具体的な取組として，避難訓練の実施とボランティアによる登下校の見守り活動を取り上げる。避難訓練には，子供の命を守ることに対する学校の意識が表れる。また，見守り活動には，子供の命を守ることに対する地域の大人の意識が表れる。この二つを通して，今後の学校安全について考えてみたい。

①　避難訓練の実施

新潟市のある小学校の取組を例に，年間の実施状況をまとめると，表１のようになる。

表 1　避難訓練の実施状況

月	内　容
5 月	第 1 回避難訓練（授業中の火災発生時） ＜ねらい＞ ○　授業中の災害（火災）発生時に，教師の適切な指示・誘導により，児童が落ち着いて素早く安全に避難できるようにする。
6 月	第 2 回避難訓練（授業中の地震発生時） ＜ねらい＞ ○　授業中の災害（地震）発生時に，教師の適切な指示・誘導により，児童が落ち着いて素早く安全に避難できるようにする。 ○　地震など火災以外の災害時に，自分の身を守る方法を知り，自分の命を守ろうとする態度を養う。 ○　関係機関，地域住民と連携して行うことで，校区の防災への意識，気運を高める。 ＜内容＞ ・地域と学校の合同防護・防災体験活動として行う。 ・地震体験，ドローンによる写真撮影体験，測量体験，高所作業車とダンプトラック試乗を行う。
7 月	第 3 回避難訓練（不審者対応） ＜ねらい＞ ○　不審者侵入時に教師の適切な指示・誘導により，児童が落ち着いて素早く安全に避難できるようにする。
9 月	第 4 回避難訓練（引き渡し訓練） ＜ねらい＞ ○　災害（地震）を想定した「引き渡し訓練」を行うことにより，実際の災害時においても，児童を保護者に迅速・安全に引き渡すための行動が取れるようにする。
9 月	避難所運営研修会（中学校区） ＜ねらい＞ ○　避難所運営にかかわる自治会長，コミュニティ担当者，各自治会担当者並びに学校教職員が，避難所を運営するときのポイントを実際に避難所となる学校で学ぶ。
1 月	第 5 回避難訓練（休憩時） ＜ねらい＞ ○　休憩時に起きた災害に対して，放送による適切な指示・誘導により，児童が落ち着いて素早く安全に避難できるようにする。

この小学校では，地震や火災，不審者侵入などを想定し，避難訓練を行っている。授業中の災害だけでなく，休憩時に起きる災害も想定し，児童が分散している場合でも，安全に避難できるようにしている。また，保護者や地域と連携した引き渡し訓練や中学校区による避難所運営の研修会も実施している。子供の命を守るために，今後，Jアラート等に対応した新たな避難訓練が組み込まれることも予想される。避難訓練を学校行事に位置付け，年間を通して，計画的に取り組む学校の姿勢が伝わってくる。

訓練を行う上での基本的な構えは，教師の適切な指示・誘導による避難である。そのため，非常ベルが鳴ったら，直ちにすべての活動を止めて腰を下ろすこと，口を閉じて放送を聞き，指示に従うことが徹底されている。また，すべての子供が，素早く安全に避難できるよう，「おはしも」という合い言葉（押さない，走らない，しゃべらない，戻らない）を設け，実践できるようにしている。不審者への対応の場合は，事前に「教室名」＋「お客様」という言葉が，不審者の侵入を表すことを指導する。例えば，「1 年教室，お客様」という放送は，1 年教室に不審者が侵入した意味であることを共通理解しておくのである。きまりや合い言葉等に多少の違いはあっても，多くの学校で，このような避難訓練が行われている。そこで評価されるのは，放送をよく聞き，教師の指示・誘導に従ったか，きまりや合い言葉等を守って行動したか，何分で避難できたかである。火災が発生した場所を避けるために，AではなくBという経路で避難するといった判断基準が問われることはあまりない。

学校において，子供は守るべき対象である。そのため，避難訓練という災害を想定した実習の場にお

いて，何よりも求められるのは，統制された行動である。低学年も中学年も高学年も，同じような行動が求められる。もちろん，ねらいとしているのは，このような行動ばかりではない。第２回避難訓練のねらいに書かれているとおり，「地震など火災以外の災害時に，自分の身を守る方法を知り，自分の命を守ろうとする態度を養う」ことも想定されている。しかし，このような態度は，一回の訓練で養われるものではない。また，いくら内容や方法を改善しても，避難訓練の場だけで，子供に危機予測・回避能力が身に付くわけでもない。これは，交通安全教室や安全マップづくりも同様である。一つ一つの取組を個別に工夫しても，成果はなかなか上がらない。目指す子供の姿を明確にした上で，学校安全に関する取組の方針を定め，改善に向けた方策を具体化していくことが必要なのである。

② ボランティアによる登下校の見守り活動

引き渡し訓練や避難所運営研修会が行われていることから分かるように，この学校は保護者・地域とのつながりが強い。月に一度，地域のボランティアが低学年の子供の下校を見守る活動も行われている。それぞれの自治会のボランティアが，子供が安全に帰宅できたかどうか，最後まで見届けるのである。この活動に対する保護者の評価は高い。肯定的な評価の一番の理由は，信頼できる大人が見守るという安心感にある。全国的に見て，通学路での痛ましい事故が後を絶たない現状にあって，安全な登下校は保護者の関心事となっているのである。ボランティアによる見守り活動を評価しているのは，保護者だけではない。学校も，ボランティアに対して，感謝の念を抱いている。教師が子供の下校を見守ることができない中で，大人の目があることは，学校にとっても安心感につながっているのである。

このような活動は，他の学校でも行われており，今後ますます広がっていくことが予想される。朝夕の交差点で，車の進行を止め，子供を誘導するボランティアの姿を見ることも多い。全員が渡り終わるまで，まさに身を挺して，子供の安全を守っている。ここでも，子供は守るべき対象である。多くの大人の目が，子供の様子を見守り，子供を取り巻く危険を察知し，子供の命を懸命に守っている。命は何よりも大切なものである。掛け替えのないものである。だからこそ，問わなければならない。子供の命を守るには，さらに多くの大人の目が必要なのであろうか。大人の目に見守られるという状態が，子供自身の危険に向き合う態度を育てることにつながっているのであろうか。将来，社会の一員として，安全な地域をつくっていくことができるようになるのであろうか。子供の安全を大前提としながら，子供自身が身の回りの危険を察知し，自分で適切に判断して，よりよい行動をとる力を高める必要がある。

③ 今後の取組に向けて

「第２次学校安全の推進に関する計画」（平成29年３月）に，今後の学校安全の目指すべき姿の一つとして，「全ての児童生徒等が，安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す」ことが示されている。安全に関する資質・能力とは，次のとおりである。

（知識・技能）

様々な自然災害や事件・事故等の危険性，安全で安心な社会づくりの意義を理解し，安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

（思考力・判断力・表現力等）

自らの安全の状況を適切に評価するとともに，必要な情報を収集し，安全な生活を実現するために何が必要かを考え，適切に意思決定し，行動するために必要な力を身に付けていること。

（学びに向かう力・人間性等）

安全に関する様々な課題に関心を持ち，主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり，安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること[(10)]。

このような資質・能力を育てるための鍵となるのは，安全に対する校長の問題意識である。学校教育の根幹となる命を守ることへの指導観，子供観が問われているのである。様々な危険から子供の命を守るために，大人の見守りは確かに有効な手だてとなる。しかし，大人による見守りをいくら強化しても，危険そのものはなくならない。それどころか，大人に守られてばかりでは，子供自身の危機予測・回避能力も育たない。危険から目をそらしていては，安全に生活していくための「生きる力」が育たないのである。言うまでもなく，教育は，未来を切り開く子供を育てるためにある。先に生まれた者として，教師は未来を切り開くために必要な命を子供自身が守っていくことができるようにしなければならない。見守りの効果に隠れて，自分の命は自分で守るという力を子供から奪ってはならないのである。

このように，安全に対する指導観，子供観の転換を図り，危機予測・回避能力の育成に向けたビジョンを示すことは校長の重要な責務である。このようなビジョンは，教師の意識改革につながり，安全に対する議論を開かれたものにする。見守りが十分でなかったために小さなけがをさせてしまったというような内向きの反省ではなく，未来に向かって，子供にどのような力をどのように付けるかといった前向きな議論である。「校長のリーダーシップを発揮して」という言葉は，こういった夢のある改革を行うときのためにある。

危機予測・回避能力の育成は，学校教育の根幹にかかわる。それにもかかわらず，これまでは十分に機能してこなかった。だからこそ，実現に向けて，確かなうねりが必要となる。子供の命を第一に考える学校，家庭・地域が，子供を取り巻く危険をどのようにとらえるのか。そのような危険に対して，子供がどのように向き合うことを望むのか。そして，地域の安全をつくっていくような大人になるために，学校，家庭・地域が共通して取り組んでいくことは何か。このような課題を地域とともに歩む学校づくりの中核に位置付け，協議していく必要がある。併せて，小・中学校 9 年間を見据えた中学校区での連携も進めなければならない。小学校ではどのようなプログラムが必要なのか。それを受け，中学校ではどのような点に力を入れるのか。中学校区での話し合いは，当然のことながら地域をも巻き込んだものとなる。これらの取組により，対症療法的ではない，体系的なプログラムが生み出されていくであろう。そのようなプログラムを生み出し，実行していく過程こそが，地域とともに歩む学校づくりそのものなのである。

このように見てくると，危険というキーワード，安全というキーワードは，教育課程を編成する視点となることが分かる。教科等の授業や学校行事，児童会・生徒会活動，地域との関係などをどのように見直し，それぞれをどのように関連させていくのか。学校教育の根幹となる命を守ることへの指導観，子供観を転換し，勇気ある一歩を踏み出さなければならない。（金子）

6　まとめ―子供たちにどのような安全管理能力を形成するのか

以上検討してきたように，学校安全を考える場合，その前提として危険概念を教育現場で共有化することがまず大切である。「危険な場からの逃避」や「見守り」のみを安全教育の主要部分におくと，危険とは接近しなければすむ性格のもので，「見守り」はたまたま「事件」に巻き込まれるという危険認識を前提としている。しかし，すでにみたように近代社会の危険は，誰もが避けてとおることのできない性質のもので，それは近代社会の必然形態ともいうものである。このように捉えると，学校安全とは単なる防災・防犯教育の領域を超えて，地域社会と教育をどのようの基礎理論に依拠して組み立てるのかを迫る問題である。

このことを考察するうえでポイントは二つある。一つは安全教育とはどのような能力を子供たちに身につけさせるかということである。子供たちが「危険からの回避」が不可能である以上，その危険を克服する能力はどのように形成されるべきなのかという点に注目されなければならないことは明らかであろう。二つ目は，地域社会の「見守り」体制をいかに子供たちにとって教育的価値のあるものに変えていくかという点である。「見守り」という安全確保がされながら，同時に，「子供たちの主権者としての意識化が疎外されない方策とはどのようなものなのか」という課題を地域住民と学校教職員でしっかり議論することのできる体制はどのようなものかを展望することである。学校安全という考え方は学校の基本的なあり様を根本的に変革させる可能性があるものである。（相庭）

【註】

（1）ウルリッヒ・ベック『危険社会　新しい近代への道』東廉　伊藤美登里訳　法政大学出版局 27 頁）

（2）ウルリッヒ・ベック『危険社会』（同上書）

（3）『最後の植民地』グルワット・グルー著　有吉和佐子訳新潮社）

（4）両角達平「ネット監視社会の本当の「危険」な理由」2014 年 5 月 29 日

（5）デイヴィット・ライアン著田島泰彦，小笠原みどり訳『監視スタディーズー「見ること」「見られること」の社会理論』岩波書店 2011 年「第 9 章データ，差別，尊厳」参照。

（7）野尻洋平『監視社会とライアンの社会学―プライバシーと自由の擁護を超えて』晃洋書房 2017 年 ,171 頁

（8）「学校保健法等の一部を改正する法律の公布

について（通知）」文部科学省スポーツ・青少年
局長　平成20年７月９日付け20文科ス第522号
（９）「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
文部科学省　平成22年３月　23頁
（10）「第２次学校安全の推進に関する計画」平成
29年３月24日　15・16頁
（11）新潟県立教育センターホームページ
http://www.nipec.nein.ed.jp/
（12）新潟県ホームページ
http://www.pref.niigata.lg.jp/